

# 所有者不明土地問題をご存じですか？

## 法務局ホームページで、新たに相続登記の申請手続を 分かりやすくまとめたハンドブックを公開しました。 是非チェックしてみてください！

相続登記の申請をされる方へ（登記申請手続のご案内）



(遺産分割協議編)



(法定相続編)



こちらから  
チェック！

**お問合せ先**  
法務省民事局民事第二課  
☎03-3580-4111（内線5970）